

賀茂通信 (かもめーる)

第43号 平成28年6月1日 発行

静岡県賀茂健康福祉センター
賀茂保健所
賀茂児童相談所
賀茂知的障害者更生相談所

～「地域包括ケアシステム」の構築を目指して～

賀茂健康福祉センター所長 高橋 安雄

所長、2年目を迎えました。今年度も、地域の健康、保健、福祉にと頑張りますので、皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。

現在、賀茂地域では、人口減少、少子高齢化が進み（高齢化率 40.1%）、介護の担い手も不足するなど、多くの課題を抱えています。

全国的にも、2025年問題、医療難民、介護難民、買い物難民など、新しい言葉が誕生しています。反面、明るい言葉として、健康長寿日本一、ふじのくに型人生区分など、高齢者を鼓舞する言葉も出てきました。

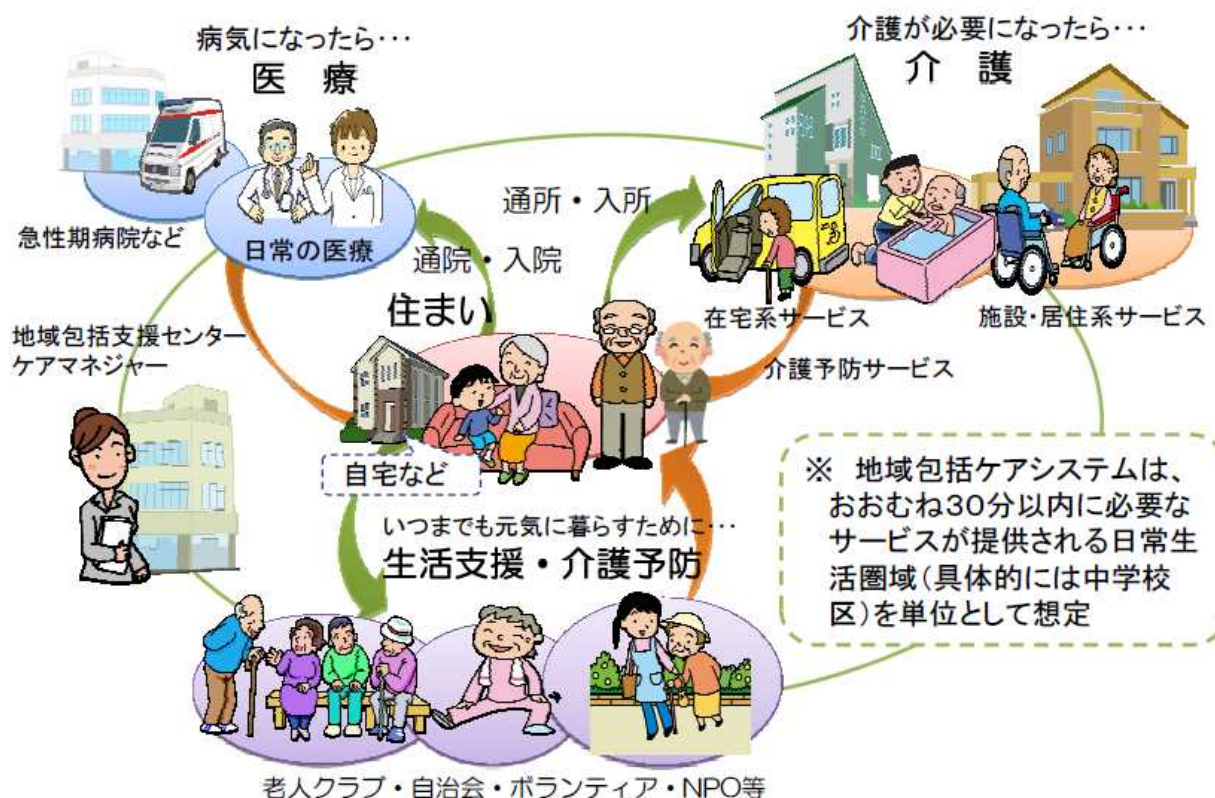
医療介護総合確保推進法第2条「地域包括ケアシステム」。高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を言います。

今、賀茂1市5町が連携し、システム構築に取り組んでいます。少ない医療・介護資源、それを支える人材。これらを有効に活かした、在宅医療と介護の連携、認知症対策、高齢者の生活支援サービスの充実など、安心して暮らせる地域づくりのため、医療や介護の業界と行政が一体となって知恵を出し合っています。

地域の皆様方の応援をお願いいたします。



地域包括ケアシステムの姿



特定不妊治療費助成制度が変わります。

平成28年度から、助成の対象範囲、助成回数が変わります。

	対象年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間
新制度	43歳未満	限度なし	初回40歳未満 通算6回 初回43歳未満 通算3回	限度なし

- 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外となります。
 - 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合、通算3回までとなります。
- ※年齢はいずれも、治療開始時における年齢で判断します。

平成28年3月25日から、助成制度が一部拡充されます。

内容

- ①初回申請の方に限り、助成額の上限を15万円⇒30万円に拡充※2
- ②男性不妊治療を受けた方へ、15万円まで助成（新設）

新制度対象者

- ①…初回申請かつ治療区分※1が「A・B・D・E」の方
 - ②…特定不妊治療に至る過程の一環として男性不妊治療を行った方
- ①②ともに、平成28年1月20日以降に終了した治療に限ります。

- ※1 A：新鮮胚移植を実施 B：凍結胚移植を実施 C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E：受精できず、又は異常受精等により中止
F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- ※2 治療区分C及びFの場合は、従来どおり上限額は7万5千円までとなります。

制度の詳細

静岡県公式HP内「特定不妊治療費助成制度のご案内」をご覧ください。
(<http://www.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/funin1.html>)

特定不妊治療費助成制度とは

目的

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、保険外診療である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）に要する費用の一部を助成しています。



詳細は、下記連絡先までお問い合わせください！

生きがいと健康づくりイメージキャラクター「ちゃっぴー」
©静岡県

対象となる方

体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された法律上婚姻をしている夫婦

問い合わせ先

賀茂健康福祉センター福祉課
0558-24-2055

探そう!

平成28年度

自分らしい子育て

きらきらの会 6回連続講座

日時 ①9月20日(火) ②10月4日(火)
③10月18日(火) ④11月1日(火)
⑤11月15日(火) ⑥11月22日(火) } 午前10時~11時30分

会場 下田総合庁舎 2階第4会議室 (下田市中 531-1)

講師 賀茂健康福祉センター
相談課 鈴木 陽子、福祉課 野田 詩織

対象 就学前までの子を育児中の保護者

参加費 300円 完全託児付 (託児料は無料)

申込み・問合せ 電話 0558-24-2056(福祉課 野田)
(平日 8:30~17:15)

申込期限 8月5日(金)

定員 10名程度

持ち物 筆記用具、お子さんの飲み物、紙おむつ、着替え

ペアレントプログラム

育児をする保護者を支援するため、厚生労働省の研究班により開発されたプログラムです。具体的な「行動」から、お子さんや自分自身への理解を深め、困ったときの対応方法が分かるようになるための基盤づくりを目指すプログラムです。

参加者同士で話し合いをしながら進めていきます。

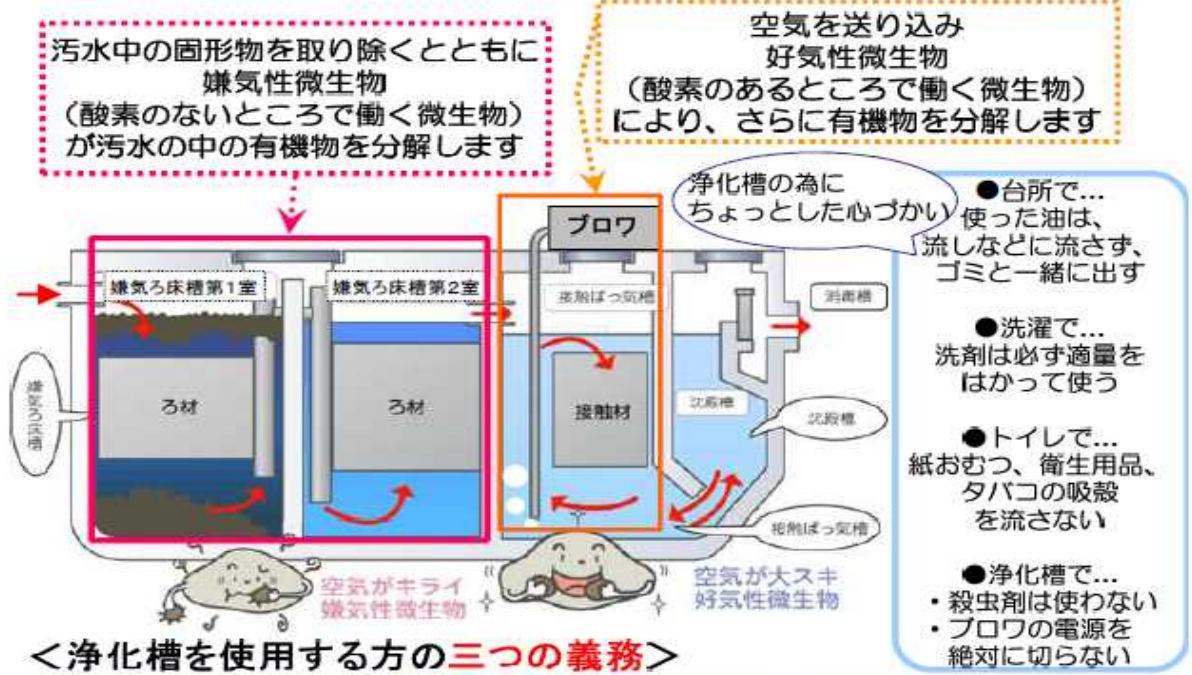


この講座では、お子さんの個性に合った育て方を参加者同士で話し合い、一緒に学んでいきます。
よい親子関係を作り、子育てを楽しみたい方、是非ご参加ください。

浄化槽のしくみ



浄化槽は主に**微生物の働き**を利用して生活排水をきれいにする装置です。
 浄化槽を適正に管理して、地域の水環境を守りましょう！



<浄化槽を使用する方の三つの義務>

- 保守点検** <年3~4回>
 浄化槽の点検、付帯設備の調整修理、消毒剤の補充等
- 清掃** <年1回以上>
 浄化槽内にたまった汚泥やスカムの引き抜き等
- 法定検査** <年1回>
 外観検査、書類検査、水質検査による浄化槽の健康診断

保守点検、清掃はお住まいの地域の浄化槽関係業者に、
 法定検査は(一財)静岡県生活科学検査センターに依頼をしてください
 詳しくは賀茂健康福祉センター環境課(0558-24-2053)へお問い合わせください。

<<賀茂健康福祉センター組織紹介>>

担当課	主な業務	電話番号
総務課	総務、経理、総合窓口案内	0558-24-2033 (代表)
福祉課	高齢者、民生・児童委員、人権啓発、障害者、子育て、母子保健、こころの健康相談、女性相談	0558-24-2055、2056
生活保護課	生活保護の決定と実施	0558-24-2034、2035
相談課	児童虐待、不登校・非行、里親、こどもの障害、療育手帳	0558-24-2038
地域医療課	医療機関の開設等の相談、医療機関の立入検査、結核、感染症、難病、エイズ、ウイルス性肝炎検査、被爆者援護、骨髄移植推進	0558-24-2052
健康増進課	健康づくり、生活習慣病予防、食育、栄養業務、医師・看護師・栄養士等免許	0558-24-2037
衛生業務課	食品衛生、旅館、理美容、クリーニング、温泉、動物愛護、医薬品、違法薬物、献血	0558-24-2057
環境課	廃棄物、リサイクル、水道、浄化槽、特定建築物、プール	0558-24-2053
松崎保健支援室	松崎町・西伊豆町における保健・衛生業務	0558-42-0262

担当課がわからないときは、総合窓口案内 (0558-24-2033) にお問い合わせください。